

○郵政民営化委員会規則第 号

郵政民営化委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年 月 日

郵政民営化推進本部長 石破 茂

郵政民営化委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則案

郵政民営化委員会行政文書管理規則（平成30年3月30日郵政民営化推進本部長決定）を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「下線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該下線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>郵政民営化委員会行政文書管理規則</p> <p>目次 [略]</p> <p>第1章～第9章 (略)</p> <p>第10章 秘密文書等の管理 (秘密文書の管理)</p> <p>第27条 <u>特定秘密又は重要経済安保情報</u>以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（<u>特定秘密又は重要経済安保情報</u>以外である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）は、次の種類に区分し、指定するものとする。</p> <p>[一、二 略]</p> <p>[2～11 略]</p> <p>第11章 (略)</p> | <p>郵政民営化委員会行政文書管理規則</p> <p>目次 [同左]</p> <p>第1章～第9章 (同左)</p> <p>第10章 秘密文書等の管理 (秘密文書の管理)</p> <p>第27条 特定秘密以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。）は、次の種類に区分し、指定するものとする。</p> <p>[一、二 同左]</p> <p>[2～11 同左]</p> <p>第11章 (同左)</p> |

| 改正後 | | | | |
|------------------|---------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|--|
| 別表第1 行政文書の保存期間基準 | | | | |
| 事項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項) | 保存期間 | 具体例 |
| 法令の制定又は改廃及びその経緯 | | | | |
| 1 | 法律の制定 又は改廃及 びその経緯 | (1)～(5) (略) | | |
| | | (6)官報公示 その他の 公布 | 官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書(一の項ト) | 20年 ・官報 |
| | | (7) (略) | | |
| 2 | 条約その他 の国際約束 の締結及び その経緯 | (1)～(5) (略) | | |
| | | (6)官報公示 その他の 公布 | 官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書(二の項ニ) | 20年 (保存 期間満 了時の 措置を 廃棄の 措置と 定めた 文書(経 済協力 関係等 で定型 化し、重 要性が ないも の)につ いては 30年) |
| | | (7) (略) | | |
| 3 | 政令の制定 又は改廃及 びその経緯 | (1)～(5) (略) | | |
| | | (6)官報公示 その他の 公布 | 官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書(一の項ト) | 20年 ・官報 |
| | | (7) (略) | | |
| 4 | 規則の制定 又は改廃及 び及びその 経緯 | (1)～(3) (略) | | |
| | | (4)官報公示 | 官報公示に関する文書(一の項 ト) | 20年 ・官報 |
| | | (5) (略) | | |

| 改正前 | | | | |
|------------------|---------------------------------|-------------------------------|----------------------------------|--|
| 別表第1 行政文書の保存期間基準 | | | | |
| 事項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の類型 (施行令別表の該当項) | 保存期間 | 具体例 |
| 法令の制定又は改廃及びその経緯 | | | | |
| 1 | 法律の制定 又は改廃及 びその経緯 | (1)～(5) (同左) | | |
| | | (6)官報公示 その他の 公布 | 官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書(一の項ト) | 20年 ・官報の写し |
| | | (7) (同左) | | |
| 2 | 条約その他 の国際約束 の締結及び その経緯 | (1)～(5) (同左) | | |
| | | (6)官報公示 その他の 公布 | 官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書(二の項ニ) | 20年 (保存 期間満 了時の 措置を 廃棄の 措置と 定めた 文書(経 済協力 関係等 で定型 化し、重 要性が ないも の)につ いては 30年) |
| | | (7) (同左) | | |
| 3 | 政令の制定 又は改廃及 びその経緯 | (1)～(5) (同左) | | |
| | | (6)官報公示 その他の 公布 | 官報公示に関する文書その他の 公布に関する文書(一の項ト) | 20年 ・官報の写し |
| | | (7) (同左) | | |
| 4 | 規則の制定 又は改廃及 び及びその 経緯 | (1)～(3) (同左) | | |
| | | (4)官報公示 | 官報公示に関する文書(一の項 ト) | 20年 ・官報の写し |
| | | (5) (同左) | | |

| | | | | | |
|-----------|------------------------|---|--------------------|-----|-----|
| 5～13 (略) | | | | | |
| その他の事項 | | | | | |
| 14 | 告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯 | (1)告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。) | ①～④ (略) | 10年 | ・官報 |
| | | (2) (略) | ⑤官報公示に関する文書(二十の項ハ) | | |
| 15～22 (略) | | | | | |
| 備考 (略) | | | | | |

| | | | | | |
|------------|------------------------|---|--------------------|-----|--------|
| 5～13 (同左) | | | | | |
| その他の事項 | | | | | |
| 14 | 告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯 | (1)告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。) | ①～④ (同左) | 10年 | ・官報の写し |
| | | (2) (同左) | ⑤官報公示に関する文書(二十の項ハ) | | |
| 15～22 (同左) | | | | | |
| 備考 (同左) | | | | | |

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の郵政民営化委員会行政文書管理規則第27条の規定は、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律(令和6年法律第27号)の施行の日(令和7年5月16日)から施行することとする。